

第10次横浜市消費生活審議会第3回施策検討部会議事録

日 時	平成28年5月30日(月)14時～16時10分
開 催 場 所	松村ビル別館501会議室
出 席 者	伊藤委員、榎本委員、佐藤委員、下嶋委員、鈴木義仁委員、多賀谷委員、村委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>議題1 会議録確認者の選出について</p> <p>議題2 第10次横浜市消費生活審議会報告 『地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～』(案)について</p> <p>議題3 第10次横浜市消費生活審議会報告 『地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～』骨子(案)について</p> <p>議題4 その他</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録確認者は佐藤委員及び榎本委員とする。 ・報告書(案)及び骨子(案)に関して御指摘のあった事項、修正部分については鈴木部会長に一任され、部会長と事務局で調整した修正(案)を書面により確認することとした。
事務局(消費 経済課長)	<p>委員の皆様には、御多忙の折御出席いただき、誠にありがとうございます。4月1日に消費経済課長に着任いたしました山口と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>審議会の開会前に大変恐縮でございますが、お時間を少々頂戴いたします。</p> <p>第10次横浜市消費生活審議会会長であり、また、施策検討部会の部会長でもあられます鈴木義仁部会長が、この度平成28年度消費者支援功労者表彰における、ベスト消費者サポーター章を受章されました。この場をお借りしまして経済局長の林から表彰状をお渡しさせていただければと思います。表彰に先立ちまして、経済局長の林より御挨拶申し上げます。</p>
林経済局長	<p>経済局長の林でございます。審議会委員の皆様には日頃から大変お世話になっております。先ほど鈴木会長とも少しお話をしましたが、消費者問題が非常に多様化してきております。色々な課題もあり、特にインターネットの発展により色々と複雑な問題も生じてきております。我々もなかなか追いつききれないながら色々と施策を行っておりますが、ぜひ皆様からも色々と御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局(消費 経済課長)	<p>それでは、鈴木部会長、こちらへお願いします。</p> <p>～ 表彰 ～</p> <p>林は業務により、退席させていただきます。お時間を頂戴し、申し訳ございませんでした。それでは、鈴木部会長、進行をよろしくお願い申し上げます。</p>

鈴木部会長	それでは、第3回施策検討部会を開会します。部長をはじめ、事務局が変わられたということですので、まず御挨拶をお願いします。
事務局（消費経済課長）	はい。私の他に、市民経済労働部長として星崎が、消費生活係長として野上が着任いたしましたので御挨拶させていただきます。
事務局（市民経済労働部長）	4月1日付で市民経済労働部長を拝命しました星崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。
事務局（消費生活係長）	同じく4月1日付で消費生活係長になりました野上と申します。よろしくお願い致します。
事務局（消費経済課長）	今後ともよろしくお願い申し上げます。
鈴木部会長	今日は委員総数7名全員御出席されていますので、会議開催の定足数に達しております。傍聴者はいらっしゃらないですね。また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となります。会議録は、要約いたしますが、原則そのまま委員名と御発言内容を公表させていただきますのでよろしくお願い致します。
鈴木部会長	【議題1 会議録確認者の選出について】 それでは、まず、議題1 会議録確認者の選出についてですけれども、佐藤委員と榎本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
佐藤委員、 榎本委員	（了承される）
鈴木部会長	よろしくお願い致します。
鈴木部会長	【議題2 第10次横浜市消費生活審議会報告 『地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～』（案）について】 それでは議題2の、「第10次横浜市消費生活審議会報告 『地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～』（案）について」に入ります。 まず、審議会で審議テーマを『地域における高齢者の見守りの在り方』として、議論を進めてまいりましたけれども、今回「高齢者の消費者被害を防ぐために」と副題がついています。事務局から説明をお願いします。
事務局（消費	御説明させていただきます。施策検討部会では、消費生活の視点からの見守りについ

経済課長)	<p>てということで御審議いただきてまいりましたが、今年の2月9日に開催されました第2回審議会におきまして、大岡委員から御指摘いただいたのですが、消費者問題に限らない高齢者の見守りの在り方という、非常に壮大なテーマとして受け取られるのではないかと御指摘をいただきました。このため、『地域における高齢者の見守りの在り方』という審議テーマの後に、『高齢者の消費者被害を防ぐために』という副題をたたき台として付けさせていただきます。御説明は以上です。</p>
鈴木部会長	<p>副題をつけてテーマを明確にしたということですが、この点についてなにか御意見はありますか。特によろしいでしょうか。</p> <p>では、報告書(案)の内容について審議を進めていきます。今回の審議で大幅な修正が必要である場合には、修正(案)を事務局に作成してもらい、第4回目の部会で改めて審議をする必要があります。</p> <p>ここから先は御議論いただきどの程度御意見が出てくるのかといったことになるとは思います。それほどの修正がなければ部会の開催は今回までで、もっと議論を深めた方がいいといった場合には第4回を開催して議論することとなります。</p> <p>それでは、まず事務局から、報告書(案)の内容について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(消費 経済課長)	<p>～資料2及び資料3を用いて「はじめに」について説明～</p>
鈴木部会長	<p>ありがとうございます。こういう構成でいいのかどうかも中身を見ていかないとまたわからないところがあるかとも思いますので、内容を検討する中で構成等に関しても御意見がありましたら頂戴したいと思います。</p> <p>とりあえず、「はじめに」ということで、今までこういう形で議論をしてきて報告しますよ、ということですが、この部分に関して御意見はございますか。「はじめに」の部分はよろしいですかね。</p> <p>それでは順次、第1章から御説明をお願いします。どうしようかと相談したんですけども、一応章ごとに区切って御議論いただき、構成等の問題が出てきましたらその時点で御相談させていただきます。まず、第1章の「横浜市の高齢者をめぐる現状」から御説明をお願いします。</p>
事務局(消費 経済課長)	<p>～資料2、資料3を用いて第1章について説明～</p>
鈴木部会長	<p>第1章は横浜市の高齢者をめぐる現状ということで、説明と各種データが主となっていますが、第1章につきましてここに書かれていない状況もあるのではないかと、こういったデータも必要ではないか、とか、色々と御意見があろうかと思っておりますので、第</p>

	<p>1章に関して何か御意見はございますでしょうか。この現状の部分の特によろしいでしょうか。</p>
村委員	<p>わかりやすいと思います。</p>
鈴木部会長	<p>結構図がついてますね。では、第1章はこれでよろしいでしょうか。</p> <p>つづいて、第2章の審議に入ります。第2章は「横浜市における高齢者を見守る仕組み」ということで、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(消費 経済課長)	<p>～資料2、資料3を用いて第2章について説明～</p>
鈴木部会長	<p>第2章について、「横浜市における高齢者を見守る仕組み」として現状が書かれていると思いますけれども、御意見等がありますでしょうか。私からよろしいでしょうか。</p> <p>表題が「見守る仕組み」で1が地域の見守りの担い手における現状と課題となっています。そして第3章の1が「高齢者を見守りにおける課題」となっています。第2章で2とか3は、現状を述べているのか、課題を述べているのかが見えにくいです。</p> <p>第2章は現状で第3章で課題を抽出するのか、表題だけの問題かもしれませんがわかりづらいです。他の部分も現状と課題といえそうなのか。書き分けた意図が何かあるのでしょうか。中身というより表題だけですけれども。</p>
事務局(消費 経済課長)	<p>第3章の方は課題に基づいて新しい提言をしている形で(案)をまとめさせていただいているのですが、今までの御議論の中でどうしても見守りの仕組みの中で、高齢化であるとか負担感であるとか課題について議論されてきた経過があり、そこに焦点が合っ てしまい、それに関して重点的に記載したという経過がございます。あと、行政の仕組みにつきましても課題がないわけではないと非常に思っておりますが、議論の中ではあまり触れられてこなかったもので、自分たちで勝手に書き起こすことがためらわれまして書いていないという実態がございますので、御指摘いただけましたものをどんどん書き足していきたいと思っております。</p>
鈴木部会長	<p>連携を進めているがまだまだ不十分である、とか。</p>
事務局(消費 経済課長)	<p>その通りでございます。</p>
鈴木部会長	<p>他に御意見等がございますか。</p>
村委員	<p>ちょっといいですか。今の御指摘のように8ページは消費生活推進員の現状と課題が</p>

	<p>ちゃんと書いてあります。10 ページを見ると、こちらは自治会町内会ですが、ちゃんと課題は書いてあるんですね。文章で課題に触れているものは、タイトルにも「現状と課題」と書いてある方が読みやすいかなと思います。11 ページのところは、現状と取組の紹介だけで、ここには課題的なものはないんですね。ここは課題があるなら書くかということなんですけれども。</p> <p>一つ言えるのは福祉関係の見守りはかなりきめ細やかに取組まれていることは分かるのですが、消費者行政との連携がまだ十分でないという課題があるということをやっと触れておいた方が、後ろの方にうまく結びついていくのではないかと思います。</p>
事務局(消費 経済課長)	福祉分野との連携が十分でない現状があるということを掲げさせていただくということによろしいでしょうか。
村委員	それが事実であればということですね。共通認識になっていれば。
鈴木部会長	<p>やっちはいるけれどもまだ不十分な点があるから、第3章でさらに推進していく必要があるということになると思います。「現状と課題」で始まっているので、すべて「現状と課題」とした方が読みやすいというのは村先生と同じ意見です。</p> <p>行政に関して現状は書かれているので、連携がまだ不十分だということを、事実であるならばきちんと書いていただくといいと思います。</p>
村委員	それがあると、第3章で「課題と方向性」というようにつながっていくと思います。
事務局(消費 経済課長)	ありがとうございます。では3の(1)の行政内部の連携のところに課題として、まだ連携が十分でないといったことを追加いたします。
鈴木部会長	他にはいかがですか。
村委員	私は横浜市民ではないのでよくわからないのですが、11 ページの福祉関係における高齢者の見守りの現状について、こういった書き方で横浜市民から見た時に納得とか理解というかできるのでしょうか。余計なことですみませんが。
事務局(消費 経済課長)	地域の住民の方参画のもと地域福祉保健計画というものを地区ごとに作っております。その計画の策定の中で地区ごとの課題を抽出することから始まっておりますので、かなり多くの方が計画の策定に関わりをお持ちではあります。計画策定がされているということを御存じの方も多いのですが、確かに関わっていない方からは「何のことを言っているのかな」という部分もあるかもしれません。もう少し具体の御説明を入れた方がよろしいでしょうか。

村委員	<p>私が読んだ時には、「そういうことか」と思いましたけれども、書き方がこれでよいのかちょっとわかりません。</p>
鈴木部会長	<p>横浜市における行政内部の連携についての書き方で、違和感というか「もっとこういう書き方がいいのではないか」などの御意見がございましたらお願いします。</p>
村委員	<p>このところのまとめのやり方と現状についてですが、11 ページの3のところは、本当に純粋に横浜市における行政レベルの連携を書いているだけなんですけれども、見守りの観点で結構自治体によって色々なんですけれども、自治体の福祉の部門と商工会が連携を持っているとか、社会福祉協議会と商工会と町内会が連携を持っているとか、そういった取組みをしているところもあるんですね。もし、福祉の部門でそういう、例えば商工会や商店街などと連携があるのだとすれば、消費者被害防止の観点からもそういったところに相乗りさせてもらうとか、一般の消費者と行政だけではなくて地元の商店街などに広がる可能性があると思います。新たに作るのではなくて、福祉の部門でやっておられることに相乗りさせてもらうことによってできることがあるかと思うのですが。11 ページは純粋に横浜市の福祉の行政としてやっていることが書いてあるので、こういう書きぶりになるのだと思いますけれども、現実的に福祉の部門で民間との連携を取っているものがもしあるのならば、その取組を書いて、今回すぐに取り組めるかどうかは別として、将来に向けて課題として指摘する余地についてはどうかと、御検討いただければと思うのですが。</p>
鈴木部会長	<p>福祉部門と民間との連携についてですね。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>よろしいでしょうか。新聞配達の方が例えば新聞受けに新聞がたまっていると、気づいて御連絡をするというような、福祉部門での民間事業者等との連携というのは、区単位になるのですが、色々と仕組み作りは進んでおります。今回、消費者被害につきましても、やはりそういった連携に乗っていく必要はあるのだろうと思っております。特に高齢者の方の場合、新聞受けに新聞がたまっていたというのはもう非常事態という見方ですので、同じではなくて、どちらかという、例えば商店街の髪の毛を切っている美容院さんで「最近大きな布団をたくさん買ったんだけど」等のお話をされた時に、「おや？」と気が付いていただける、視点を持っていただけるような連携作りは必要であろうと思っております。現時点ではそのような取組は全くできていないのですが、今後はやっていく必要があるだろうということで、第3章の方で書き込ませていただいております。現時点では仕組みがないので、こちらの部分には記載しておりません。</p>
鈴木部会長	<p>区によって取組んでいるところはないのでしょうか。</p>
事務局（消費	<p>福祉部門ではそれぞれの区であると思いますが、消費者被害防止の視点が盛り込まれ</p>

生活係長)	ているかというとまだまだの状況です。
鈴木部会長	確か第3章で触れられていますね。
伊藤委員	第3章に出てくる民間事業者との連携についてですが、埼玉県和光市の事例をお話します。私共訪問販売協会の会員にダスキンという清掃用品等の事業者があります。和光市と公民連携協定を結んでいて、市内に高齢者の生活サポートの拠点と窓口を設置して、生活に関する情報提供や面談、ニーズに合った商品やサービスの紹介が受けられると。株式会社日本総合研究所が1月から3月に実証して、4月から本格的にスタートしたという取組みがあります。民間事業者が高齢者の見守りを行うだけでなく、幅広い取組がなされています。
鈴木部会長	ダスキンなど、高齢者の家の清掃やエアコンの清掃など、そういうサービスを受ける際に何らかの兆候があればというような。
伊藤委員	もうひとつは、アサンテという害虫駆除の事業者ですが、埼玉県警本部と連携して訪問販売、車で地域を回っているのですが、車に注意喚起のステッカーを貼ってあるという取組みもあります。訪問販売協会の加盟事業者でこういったことに取組んでいるところも結構あります。
鈴木部会長	神奈川県とか横浜市ではないんでしょうかね。
伊藤委員	御紹介したのは埼玉県の取組ですね。
鈴木部会長	消費者被害防止とかそういう視点が入った福祉部門と民間事業者との連携をしているという現状があるのであれば、それを紹介していただくといいのかもしれない。
事務局(消費生活係長)	後ろの方になりますが、20 ページを御覧いただきますと、戸塚区でやっております「みまもりネット」、こちらは既にあるシステムですが、こういった取組を紹介させていただいております。
村委員	今、ここで議論するより、次の章のところで議論した方がいいかもしれないですね。
鈴木部会長	そうですね。では、また第3章のところで、今の点については議論したいと思います。第2章に関しては他には御意見等はいかがでしょうか。よろしければ、第3章の「消費者被害防止の視点からの見守りの課題と方向性」の審議に入ります。それでは事務局から説明をお願いします。

<p>事務局（消費 経済課長） 鈴木部会長</p>	<p>～資料2、資料3を用いて第3章について説明～</p> <p>第3章について御質問や御意見はありますでしょうか。</p>
<p>下嶋委員</p>	<p>今朝、NHK を見ておりましたら、「今日は何の日」ということで、旧経済企画庁が定めた「消費者の日」であると。この佳き日に鈴木会長が国から表彰されまして 370 万市民の一人としまして、おめでとうございませう。ちょっと脱線しましたが、第3章で2点申し上げたいことがございませう。A3の横長の資料は分かりやすく分類していただきましたが、高齢者の見守りで消費生活推進員の活動支援ということについては異論はありません。もともと昨年消費者安全法の改正に伴って、本来なら安全法の11条の7の消費生活協力員を育成確保、これはできるという規定ですけれども、これを置くように国からのマニュアルが出たんですが、横浜市は先進都市として、昭和56年からでしたか、消費生活推進員の制度があつて、平成22年度に見直しがあつたわけですけれども。</p> <p>例えば、横浜市の中で消費生活推進員というのは、18区の中で4区には今ないんですよ。マスコミで問題になった都筑区のマンションですか、あのマンションの杭だったとしたらもう朽ち果ててダメになつてしまつて基礎からやり直しという、18本中4本がダメになっているのですから。こういったものを土台にやっていくというのは砂上の楼閣ではないかと、前から思つていました。これからの方向性で、行政の支援が求められるというのはその通りなんですけれども、「平成22年度に委嘱制度の見直しが行われ、休止または廃止をした区があり」と。これは当然区の地域振興課あたりがどんどんやつていて、5、6年そのままになっているわけですよ。それを今回の消費者安全法の改正の協力員の代わりに、横浜市はこんなに先進都市だから推進員をベースにしてそれの上に乗けてやっていきますよ、と言つても。少し脱線しますがけれども芥川賞の羽田圭介さんですか、スクラップ・アンド・ビルドじゃないですけど、こういったものは一回御破算にして、新しい消費者安全法に基づく消費生活協力員の制度をもう一度設計していくと。どこの区か4区というのが分からないですけれども、聞いたならそれはA区、B区、C区であるといい、教えてくれないです。私はこれは個人情報じゃないんだから教えた方がいいんじゃないかと以前の事務局にはお伝えしましたがけれども、御事情があるらしくてだめだと。だめだったら、平成22年度に委嘱制度の見直しで何があつて、どういう経緯でこの4区はやつていないのか。やつていなくてもそれで通つちやつていませう。では今回消費者安全法の改正で消費生活協力員の代わりに推進員ですよ、と、どう説明していくのか。どうやつて経済局として、場合によっては区の地域振興課としてバックアップしていくのか。ないところにバックアップと言つても。これがA区とかB区とか、A区は活動がさかんということでこれはまあいいですね、B区はテコ入れしましませうと。ないところにはどうやつて。というならば、もう御破算にしてスクラップ・アンド・ビルドにした方が、新しい制度で全国的にやつていくんですよ、と。そうした方がやりがいも出てくるし、前回の資料ですか、消費生活推進員の方が、いみじ</p>

くも「何をやったらいいかわからない」とつぶやいている資料があるんですね。「認知度が低い」とか。認知度が低いなんて言うのは、一生懸命やれば誰だって認めます。たとえば、横浜銀行でオレオレ詐欺を一人撃退すればそれで認知度が一気に上がるわけです。何もしないでいて認知度が低いとか、研修を受けているのに「何をしたらいいかわからない」とか。それだったらもう一回新しくした方がいいのではないかというのが一つの考えとして。

それから対応の方向性でこれも気になったんですけども、先ほど村先生もおっしゃったようにこれは将来に向けて、ではないんですよ。これは可及的速やかにやらないといけない問題です。なぜかという、まず自治会町内会というのは現状維持でこれだけで100パーセント以下の加入率であると。これをベースにして、「役員の高齢化や負担感の大きさからなり手不足が生じている」と。自治会町内会の役員は別に任命制でも委嘱制度でもないのだからいやならやめればいいですけども、なり手がなからやめられない事情があるわけです。ずっと続けてやれば市長表彰とかあっているような役職があって、ということもあるのかもしれませんが、ある意味でこういったフレイル、虚弱組織、とまではいかないですけども、福祉関係との連携強化というのはいいですけども。

骨子にある「事業者との連携による」、また少し脱線しますが、昨日やっていたドラマの「9.9」、これは弁護士のアソシエイトですね、それで報告の自治会町内会とか福祉関係者というのはパートナーですね。フレイルの方はまだまだ先でいいですよ、パートナーの方からやりましょうと言っても、パートナーがふらついていて杖がないと歩けないような状況で、答申をまとめて、私は一市民としてこのA3でまとめられた資料を見て、右側にある高齢者の見守りの課題で、「消費生活推進員の活動支援の必要性」と書かれていても、何で国が消費生活協力員でやるというのに、消費生活推進員でやるというならば、どんなメリットがあるのか、消費生活推進員にした場合にはどういうデメリットがあるのかということを一覧表にしたのかとか、部会で検討したのかと言われたら、単にせっかく先進都市として昭和56年度から実施している消費生活推進員制度があるのでそれに乗っかりましたという、そのくらいの説明しかできないのだったらちょっと部会としてどうなのかなと。新しく見えた方に対して文句を言うのは申し訳ないですけども、前から気になっていた。消費生活推進員をベースにやるというのは私もいいんですけども、4区何もやらないでいて、ここは存在しませんと言っておいてこれを強化すると。去年とかおとしではなく5、6年前にそういう状況になっているのに、この上に国が言っている協力員のお城を築くんですよと言ったって、私はガラガラと崩れていきそうな気がするんです。真剣になって消費者被害を、超高齢社会に突入した横浜市において防止しよう、そういう体制で行くのだとしたら、まず、消費生活推進員ではよくないところに対処して、その上で次のアソシエイトとかパートナーとの連携強化を図っていくのか、そのくらいのステップ・バイ・ステップでやらないと、絵に描いた餅になりそうな気がします。ちょっと言い過ぎましたが以上です。

鈴木部会長	<p>どうもありがとうございました。消費生活推進員の空白の4区をどうしていくのか、というのは御指摘のとおりだと思います。現状、地域によって活動の現状は違うのだろうということはしょうがないところもあると思いますが、元となる推進員がいない4区をどうしていくのかについては具体的には報告書では触れず、消費生活推進員の活動支援の必要性という項目がありますけれども、空白の4区に関してはいないのだから支援のしょうがないではないか、という、端的に言えばそういうことになりますね。どうするかについては書かれていないわけで。だから消費生活推進員ではなく協力員でやれということでもないですけれども。そのあたりはこの報告書の中では空白の4区に対する対応はどうしましょう。たぶん平成22年度の見直しの際に色々な経緯があったり、市と区の関係など色々あるのだろうとは思いますが、確かに御指摘のとおりかなと感じましたので、その点はいかがでしょうか。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>消費生活推進員というのは非常に先駆的な取組であったとは思いますが、改正法が出る前は横浜市の場合はかなり古い制度とっていたのか、研修もあまり活発ではなかったですし、実際に推進員になられた方も色々活動に迷われる状況でありました。アンケートからも御覧いただけますように、「地域の中で認知度が低い」と。こんなに長年やってきているのに認知度が低いということ自体からして、一体今まで何をやってきたのか、という御指摘はあるかと思えます。なによりも、経済局の方の研修の体制であるとか、活動の目的や方向性などについても十分な周知や、他の地域の方々との連携を取る取組が甘かった部分があったのではないかと思います。特に地域の委員については、自治会町内会を通しまして推薦の依頼をしております、なり手を推薦していただくという形になっております。何人も何人も委嘱の為に推薦しなければいけないということで、なり手を探すということが非常に負担であるという御意見があった中で平成22年度に委嘱制度の見直しということで、各区の判断に任せるということで、実は4区よりもっと減りました。いったん減らした後にやはり制度がないのはまずいということで、再度再建された区があって現在14区で実施されております。ただ、委嘱制度の推薦をやめて公募というように変えた区がございまして、その結果何が起きたかと言いますと大変数が減っております。委嘱を公募制に変えたところ区全体で8人という結果になった区がございまして、推薦によって数多くの方を集めているという状況がございまして。</p> <p>スクラップ・アンド・ビルドが大事であろうという御指摘も非常に鋭い御指摘だと思いますが、今現在のこの仕組みを手放して新しく組み立てると、1,600人という規模で再構築するのはほとんど絶望的な状況にございますので、残念ながら強制的に新しく打ち出すということは厳しいと考えておりますので、スクラップ・アンド・ビルドでこの制度を完全にやめてというのは、情勢として非常に難しいということでございます。</p> <p>実際には非常に熱心に活動して下さっている方々もいらっしゃいます、まさに消費者安全法の理念と合致した活動をされている方々もいらっしゃいますので、そういった活動が1,600人に広がるようにまずは広げていくこと、そして「ない区はどうするんで</p>

	<p>すか」ということですのでけれども、「作れ」という風には書けないです。各区で決めることになっておりますので。ただ、「再建すべきである」とか「再構築すべきである」というように書き込んでいくことは可能ではないかと考えます。確かに、ない区についてどうするかは、書かれていないですね、とおっしゃられればその通りです。例えば、改めて必要性について説明をして、再度制度を構築していただくように説得していく必要性はやはり消費経済課にあると思います。今の状況については以上でございます。</p>
<p>下嶋委員</p>	<p>違うんです。そういう国会答弁のようなことではなくて、なんというか、A区の場合にはこれだけ消費者庁から表彰されるように活動が盛んですね。それとC区との違いを単にたまたまそこに住んでいる人が熱心だったからなのか、それとも周囲の持っているき方、仕組みがうまくいったのか、それをクロス集計して自治会町内会の加入率や色々なファクターがあると思うので、もし私が事務局の職員でいたら、「なぜA区がこれだけ活発で、C区は廃止しちゃってホームページに掲載しているだけなのか」、その辺の原因を、構造的な問題があればそれをまず明らかにして、それに対して例えば自治会町内会の加入率が低いのだったら、今の安倍内閣が言っている一億総活躍社会で、女性も全部働きに出てしまっているから、地域が脆弱化してしまっているんだな、とか、そうじゃなくてむしろお年寄りが多いから、できないのかとか、横浜市は特別区ではなくて行政区ですよ。行政区の中であって、区に任せていますからと。個性ある区づくりは必要なんですけれども、消費者庁が言っている安全法に基づいてやる全国的レベルでやるものについて、「いや、それは18区に任せています」とか「それぞれでやってくださいよ」というのは、私は行政区としてはあってはならないと思います。東京都みたいに特別区なら、区長が選挙で選ばれてやっていきますけれども、横浜は市長の元に18区ちゃんとやるべきですよ。</p>
<p>事務局(消費経済課長)</p>	<p>A区とC区との違いは、例えば自治会町内会の加入率であるとか、年齢構成等が原因ではないと考えております。</p>
<p>下嶋委員</p>	<p>事務局ではわかっているけれども我々はこれがどこの区かわからないんですよ。だから想像するだけであって、A区でできるんだったらC区でだってできるんじゃないかって、そのくらい疑問があるわけです。なぜこれを匿名にしなければならないのか、要するに個人情報の保護と言ったって行政区は別に個人じゃないと思います。つまり明らかにして、少なくともこの部会くらいには明らかにして、この部会でじゃあどういふサポートがあるのでしょうかということを検討するのが部会だと思ったら、そうではなくて「活動に対する行政の支援が求められている」と。それはその通りだけれども、それで終わりでいいというのはちょっと腑に落ちないんです。</p>
<p>鈴木部会長</p>	<p>確かにここで挙げられているA区ではなぜ活動が活発なのかとか、C区ではどうして空白になってしまったのかとか、ありますね。</p>

事務局(消費生活係長)	<p>A区は栄区なんですけれども。私は栄区の地域振興課にいたことがありまして、栄区は消費生活推進員に限らず、本当に色々な活動自体が18区の中でも非常に活発だということは常々聞いておりました。その中で推進員さん自体も地域の方に引きずられてというか、活動に活発な方が多いのではないかと、地域の特性としてそういうことがあるのではないかと思います。他の区がどうかということは、すみませんそこまでは分からないのですが。</p>
下嶋委員	<p>国はとおりにっぺんやっておけばいいということなんですか。それとも超高齢社会で見守りが本当に必要だと考えているなら消費者庁そのものが、例えば地域ケアプラザとか包括支援センター、これは介護保険法でがんじがらめになっている施設です。これをまず国のレベルで厚生労働省と消費者庁が話し合いをする、そこまでやってくれているのか、それとも現場で、骨子のところで「高齢者の見守りに関して連携が必要な主たる機関等」と。消費生活総合センター、これは前の課長さんが行ったところですけども、当然連携しなければいけないパートナーでこれは大丈夫だと思います。2番目に地域包括支援センター、これは介護保険法で、ここで言っている権利擁護とは厚生労働省が何を想定しているかということ、成年後見制度や高齢者の虐待、もちろん経済的な虐待も含みます、こういったものを想定しているだけであって、消費者被害の防止ははっきりと位置付けられていますか。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>はっきりと位置付けられております。</p>
下嶋委員	<p>はっきり位置づけて、今140いくつかありますよね、地域包括支援センターが。そこに3職種がいて、そのうちのどれが担当するのか。要するに今高齢者人口がどんどん増えていて手一杯だと思います。そこにその余裕があるのか。それから、その下の社会福祉協議会、これはむしろ権利擁護事業ということで、昔は日常生活支援事業と言いましたけれども、これは似たような性格ですから、これはいいと思います。順番としてはまず消費生活総合センターがあつて次に社会福祉協議会がきて、地域包括支援センターはこれから、要するに余裕があればやっていただくような位置づけですから、これは三番目になるのではないですか。</p>
事務局(消費経済課長)	<p>余裕があつたら取組んでいただくということではなく、完全に業務のマニュアルの中で書き込まれておりますので、確実にやっていただく必要がある業務として消費者被害の防止は位置付けられております。権利擁護業務の中に位置づけられておりますので、余裕があればというレベルのものではございません。</p>
下嶋委員	<p>では例えば私が、被害に遭いそうになって相談に行きますね、地域包括支援センターに。そこに行った時にだれが受けてくれるんですか。</p>

事務局(消費 経済課長)	その相談を受けた職員が「これは消費者被害だな」と思った時に、消費生活総合センターにつないでいけるように、組織的に対応していただけるように現在調整を図っております。
下嶋委員	私のつたない経験からいうとあんしんセンターにつなぐだけで精いっぱいです。
事務局(消費 経済課長)	あんしんセンターは通帳をお預かりするといった業務が定められております。消費者被害のケースは非常にさまざまであるので、あんしんセンターではなく、消費生活総合センターにおつなぎいただく事が適切です。そのため、漏れがないように、どなたでも同じように対応していただけるように現在調整中でございます。今までは十分ではなかったと思いますが、これからは同じように均一的に対応していただけるように図っております。
下嶋委員	今ここで見守りについて問題提起として出しているのは、この報告書に書いたことが提言として当然局長経由で市長まで上がるわけですね。一般市民にも公開されます。この部会で決定されたことが、これで大丈夫なのかということなんです。実効性が担保されているのか。いつ報告書が公になるのか私はちょっとわからないんですけども、例えば、対応の方向性の3で「将来に向けて」なんて言っていると、まさに今被害が頻発しているのに。要するにここで書いてあることと、片方は今調整中ですとおっしゃいましたね、そしてもう片方はまさに提言よりも前にいい仕事がちゃんとできているものもあると。せっかくこの部会で、まあ1年に3回か4回でちゃんとした報告書を出すというのは事務局の方も人事異動で変わられたり大変だと思いますけれども、どの程度の実効性が担保された報告書を出すのか。国から消費者安全法の改正に伴って、国に向けて横浜市はこういう報告書を出すのか、その辺が私個人としては分かりません。
事務局(消費 経済課長)	国に向けてではなく、市民の皆様に向けて御報告していただくものです。
下嶋委員	市民に対してですよ。
事務局(消費 経済課長)	気になさっていらっしゃるのは、対応の方向性3で「将来に向けて」と書いてあるのが、ずいぶん先のことではないかというように御心配されているのではないかと思います。基本的には商店街との調整もどんどん進めてまいりますので、地域包括支援センターとの調整よりちょっと遅れている程度で、基本的には同じサイクルで動いてまいりますので、「将来に向けて」という書き方があまり適切ではなかったかなと思います。
下嶋委員	例えば異世代との交流に関しても、学生と高齢者だけが異世代交流ではなくて、私が

	<p>申し上げたのは例えば小さい小学生とか中学生との交流を、例えば高齢者に年賀状や暑中見舞いを出すとかで消費者被害に遭わないように気を付けてくださいね、というメッセージを送るとか。学生というと、大学生をイメージする方が強いと思うんですね。せっかく異世代交流と書いていただいたのならば、特定の世代の交流で書かない方がいいと思います。たぶん、私が 370 万市民の一市民だとしたら、骨子（案）は目に入ると思うんですね。報告書を全部ページをめくって読むよりも骨子を見て、「現状はこうなっていて、高齢者を見守る仕組みがあるんだな。課題についてもこれでクリアしていけるんだな」と取られなければいいのですが。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>なかなかこれでクリアできるというほどのものではないと思います。学生と書きましたのは、限定的すぎであるという御指摘であるならば表現を改めさせていただきます。</p>
下嶋委員	<p>例えば（骨子（案））第 2 章の消費生活推進員で、2 行目の「休止、廃止区が存在しているほか」というのが唐突で何を言っているのかよくわからない。「区や地域によって活動内容・幅に差があり、休止又は廃止した区が存在しています」とした方が解りやすい。役員の高齢化というのは、これは別に高齢化したら辞めればいいのであって、なり手がいないことを強調しないと。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>では、骨子（案）の消費生活推進員の 2 つ目の項目につきましては前後を入れ替えるということでもよろしいでしょうか。今、高齢化ということをおっしゃられたのは自治会町内会の高齢化ではなくて、なり手がいないことを書き込むべきだろうということでもよろしいでしょうか。</p>
下嶋委員	<p>いずれにしたってなり手がいないんですから。パートナーとして民生児童委員、自治会町内会の役員さん、それでいて本家本元の消費生活推進員にもいないところがあるという、本当にマンションのくい打ちどころではなく、ガタガタになっちゃうと思いますよ。</p>
鈴木部会長	<p>なり手がいないから結果的に役員が高齢化してしまっているということなんじゃないかね。</p>
下嶋委員	<p>それで私はこの方向性の 3 の内容がこれらにとって変わるべきではないかと。横浜市の行政の中で確かに自治会町内会の会長を表彰したり、民生児童委員にかなり力を入れていらっしゃるけれども、将来に向けてと書いてありますけれども、実際に今活躍するのは事業者の方との連携だとか、高齢者同士の支え合いであるとか、異世代との交流だとか、これで今後の展開を図っていかないと既存の組織だけではこの超高齢社会は乗り切れないと思います。</p>

事務局(消費 経済課長)	この将来に向けてという表現は適切ではなかったかと思しますので削除させていただきます。将来に向けて、ではないです。
鈴木部会長	貴重な御意見をありがとうございました。村委員。
村委員	今の「将来に向けて」というのは、答申として出たら、受け止めてやりますと、こういう意味ですよ。
事務局(消費 経済課長)	もちろん、やります。
村委員	10年、20年先にそのうちやるかもね、といった趣旨のものではなく、正式に答申として出てきたらやれることから粛々と進めていくということですよ。
事務局(消費 経済課長)	はい。出来ることからどんどん進めてまいります。
村委員	そうでなかったら、一体この会議では何をやっていたのか、という話になってしまうと思います。
下嶋委員	私はそう思いますよ。もし一市民に戻ったらそう感じます。
村委員	取りまとめたものは当然やっていただけるんだろうな、と。
鈴木部会長	やってもらうために提言するという。
村委員	今の御意見に関係するものと関係しないものと2つ意見があるのですけれども。一つはやっぱり事務局から説明があったように、今ある消費生活推進員を御破算にしちゃって、全く新しい制度をゼロから作るというのはかえってものすごく大変なので、せっかく消費生活推進員という制度があるので、それにテコ入れをして消費者安全法で設けることができると言っているような方向性に引っ張っていくような支援をするというのが現実的だろうと思います。ゼロから始めるよりもはるかにいいのではないかと私は思っています。ただ、やっぱり4区いなくなっちゃったところを放置して活動支援をする、というのだと「そこは見捨ててしまうんですか」という問題が起こってしまうので、廃止をしてしまったところには復活することも含めて実質的な活動ができるような支援をするべきではないかと思えます。こういうことを入れていただいた方がいいのではないかと思います。
	どうしても廃止をしてしまったところを切り捨てていく、というように報告書では見

鈴木部会長	<p>えてしまうので、きちんと書いていただくということも必要なのかなと思います。</p> <p>それから 20 ページの異世代交流のところは、ここでは色々な意見が出ておりますが、報告書を見ると「先行事例を参考にしながら」と言われても、先行事例ってなんだろう、あるのかなあ、ということになるかもしれないので、先行事例をいくつか、例えば大学生や小学生など、何か事例があれば文章の中に入れるなり、囲みの参考にするなりでわかりやすい形で紹介するなどしていただいた方がどういったものなのかということが伝わるのかなと思います。</p> <p>やはり消費生活推進員の空白区を放置してしまうように受取れてしまいますので、書かれていないところはいったいどうするの、という話になってしまいますので、ここはきちんと復活して活動が活発になっていけるように支援するなど、表現は色々あると思いますが、表現しておく必要があるとは私も思います。</p>
村委員	<p>今の件に関してですが、この報告書に書かなくてはならないとか書いた方がいいということではないのですが、先ほど御指摘があったみたいに区によってだいぶ違うわけですよ。なぜなのか、という分析や、うまくやっておられるところではどのような工夫をしているのか、何をやっているのかなど、内々で継続的に調査をしていただいて、その知見を活かして脆弱なところやなくなってしまったところにどういう風に働きかければいいのか、こんな工夫をしたらどうですかと助言したり、内々での調整をしたりとかそういうような手助けをしていかないと、一遍やめてしまったところの復活って、パターンリズムで市の方から復活しなさいと言ってもどうしようもないんだろうなと思います。かなり分析をした上できめ細やかにサジェスチョンしていただかないと、難しいのかなと感じます。</p>
鈴木部会長	<p>ありがとうございます。</p>
下嶋委員	<p>一ついいですか。大事なことを忘れました。将来に向けてということで、私自身はこういうことを考えました。経済局で消費生活総合センターを上大岡に1か所しか設けていないんですね。横浜市 370 万人都市で。ですから、これを将来に向けては 18 区の一つずつ置くというのは。社会福祉協議会だってそうですよ。最初は市社協が開港記念会館の地下にあって、それが桜木町に移って、当時は法人格を持っているのは市社協だけだったんです。それがその後ようやく条例で 18 区がすべて法人格を備えて 18 区の社会福祉協議会ができて、権利擁護、あんしんセンターの業務が行えるようになったんです。社協と同じというわけではないんですけども、370 万人の都市で消費者センターが一つというのはいかにも少ないので、なぜこれを将来に向けて 18 区すべてに拠点を置いてやっていけないのか。先ほど林さんが来ましたけれども、「超高齢社会で大事なことから予算をつける。どのようなことで困っているのかな」。どのように予算をつけるのか困っているのだったら、「それだったら 18 区全部に作ってくださいよ」とね。</p>

<p>事務局(消費 経済課長)</p>	<p>上大岡にあるセンターは本部でとりまとめていく、そのくらいのことを提言しないと、せっかく部会としてやっているのにもったいないと思います。</p>
<p>下嶋委員</p>	<p>実は元々は18区に相談窓口がありましたものを統合したという経緯がございますので、今の時点でもう一度18区に戻しますということには、なかなか現実的にはならないということがございます。</p>
<p>事務局(消費 経済課長)</p>	<p>消費者安全法の改正は大きな契機ですよ。巻き返しの契機です。1か所に統合しなさいという勢力があったとしてもそうじゃない。1つの区の人口が20万とか港北区などは30万人などたくさんいますよね。それなのに上大岡まで行きなさいというんですかと。先ほど地域括支援センターで相談があったら上大岡に取り次ぐ場合もかなり多いということでしたけれども、上大岡ではなくて同じ区の中にあればもっと頻繁につなぐことができるじゃないですか。</p>
<p>鈴木部会長</p>	<p>人材の育成の問題等もございますので、18区に広げたらそのまま何もかもうまくいくというものではないということと、現在の御相談はほとんどが電話によるものですので、1か所に固めていることによってお互いに協力しながら電話に出られるということがありますので、消費生活総合センターの強化は必要だとは思うのですが、18区に分割すること自体は現時点では考えておりません。</p>
<p>下嶋委員</p>	<p>下嶋委員のおっしゃることも趣旨は非常にわかるのですが。</p>
<p>鈴木部会長</p>	<p>一つのプロパガンダとして、消費者行政が超高齢社会で非常にピンチに立っていますよと。これも一つの広告、宣伝ですよ。実際は御説明のとおり電話相談がほとんどだから1か所で十分だと。ですがそれを経済局が言ってしまうと、じゃあそんな状態だったら経済局長ががんばって財政から予算を取らなくても、ということになるのではないかと。</p>
<p>鈴木部会長</p>	<p>やはり消費者団体などから、上大岡に1か所だけというのはどうなのか、せめて横浜市の北部にもう1か所作ったらどうか、などと、そういった意見というのは昔からありまして。実は横浜市の場合にはもう一つの問題があって、消費生活総合センターは公益財団法人の消費者協会が指定管理者として、委託を受けてやっているんですね。これが成り立ちからいって、市が直轄で消費生活相談をしていたことがなくて、消費者協会という団体を作り、そこで相談を受けてきたという経緯があります。そこまで踏み込まないと実は解決がつかない問題で、もちろんトップが「やるな」と、市長の林さんが言えば実現できるのかもしれないですけども。かなり大きな問題なので、もしそういったことに取り組むのだとしたら論点をそれだけに絞らなければいけない問題になってしまいます。</p>

<p>村委員</p>	<p>この報告書に盛り込んでいくのはなかなか難しいかなと思います。おっしゃられたことは、私も個人的には理解できますし、1か所でいいのかなとも思います。認知度の問題も、実は市の北部の方が消費生活総合センターの認知度が低いという調査結果が何年か前にしたものがありませんけれども。1か所でいいのかなという問題があるということは重々わかってはいますが、今回この報告に盛り込むのは難しいと思います。</p> <p>ちょっと余計なことですが、安全法のお話が先ほど出ましたので。安全法で消費生活相談に関する条文がどの様になっているかを簡単に御紹介しますと、8条で消費生活相談業務について定めています。8条の1項ですべての都道府県は消費生活相談をやる。これは消費生活センターという、消費者安全法が求めている要件を満たした相談体制でやりなさいという義務付けがまずあります。そして8条の2項にすべての市町村は消費生活相談をやりなさいということで、すべての地方公共団体に相談業務をやりなさいと。東京都の場合には特別区なので、区ごとに相談業務をしています。</p> <p>そんなに大きい規模でない場合には事務委託や事務連合も可能であると。色々な工夫をした上でともかく全国どこに住んでいても同じレベルの助言や支援が受けられる仕組みにしたい、ということがあります。安全法のレベルで言うと横浜市は横浜市として最低1つのセンターがあれば、安全法で言う基準を満たすことになります。ただ、地方自治体の場合には、規模が色々ですので、県によっては県自体が横浜市位のところもあつたりするわけでしょうから、横浜市は非常に大きな規模ですので対住民との支援という点で言うと、上大岡1か所でいいのかなとか、部会長がおっしゃられた業務を委託しているということですね、別法人に業務を委託している、という形でやっているのいいのかなとか、議論すべきことはあるのだと思います。ただ、これは横浜市の消費者行政のものすごく大きな根幹にかかわることなので、例えば次の諮問にさせていただくとか、おそらくそういうレベルの話ではないかなと思います。すごく貴重な御意見だとは思いますが、今回の報告の中でちょっと触れるとしたら、高齢者の被害に対する支援として、現在の体制で十分なのかとか見直す必要があるのではないかと、くらいは入れてもいいのではないかなと思います。ちょっと相談窓口を増やすべきだということまでいうとすると、諮問に対してというレベルになってしまうのではないかと思います。</p>
<p>鈴木部会長</p>	<p>そうなんですよ。他の方はいかがでしょうか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>私は本当に一般市民の立場で言わせていただきますと、先ほどから消費生活推進員のことを話題に乗っていますけれども、とても大事な仕事をされていて手がなくてなかなか大変だというお話を前から聞いておりましたけれど。私のまわりでは私も含めて、リタイアして時間ができてボランティアをやりたいという人も結構いらっしゃいます。ですが、こういったものに応募しようとする、なかなかハードルが高いということがあります。もう少しハードルを低くして、志、気持ちがある方が気軽に参加できる仕組みというものは作れないものかと思っています。今回の資料でもそうなんです</p>

	<p>けれども、片や大事なお仕事で人手が足りていない、もう一方では時間がたっぷりあり、やる気もあるという方がいらっしゃいます。両者をうまくつなぐパイプが機能していないという感じがしてならないんですね。ですので、そこのところをうまく取り持つような仕組みづくりを頑張っていたらなと思っております。</p>
多賀谷委員	<p>私も一つ推進員さんの件なんですけれど。各区でやっている。10年前くらいですか、推進員で公募が横浜市としてあったんですね。実は私は応募しました。応募したら在住の町内会を案内されたので行きましたが、はじき出されてしまいました。というのは、町内会でも推薦で決まっているというんです。毎回2年で交代になるんですけどね、もうお願いして2人は埋まっていると。なので、あなたは入れませんと言われました。そうやってはじき出されて、私はずっと市消連（横浜市消費者団体連絡会）をやっているものですから、経済局の方に、これはいったいなんですか、と言いました。そうしたら公募はするなという話になったことがあります。推進員が選出できていない区でも公募すればできる可能性はゼロではないと思います。私はその時すごく嫌な思いをしました。当時は仕事もしていなかったんで、消費者団体にも入っているからやってみようかなと思っていたのですが町内会自体から拒否されたという思いがあつて。</p>
鈴木部会長	<p>やる気はあるのにはじかれちゃったんですね。</p>
多賀谷委員	<p>やはり推進員のなり手があるところとないところの差がそこに出てくるのかな、と感じたことがあります。</p>
下嶋委員	<p>苦い経験をされましたね。</p>
鈴木部会長	<p>そこらへんはうまくできなかったですかね。</p>
下嶋委員	<p>国勢調査の調査員なんかも同じような状況ですね。例えばその自治会のところで満杯だとしますね。それでは離れた場所でどうですかと、そういう調整は区の担当者がやります。それくらいやってくれても。経済局から地域振興課にアドバイスして、地元がいっぱいでも歩いて行ける中学校区の範囲は分かると思うので。活動に対する行政の支援が求められるというのは、こういうことではないかと思います。</p>
鈴木部会長	<p>区での消費生活推進員の選び方のところでもちょっと工夫が必要かもしれないですね。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>例えば応募された方が自分の地域でなくても、歩いて行ける範囲なら自分の町内会でなくてもよろしいですか。</p>

多賀谷委員	<p>私はが住んでいるのは、横浜市でも割と農家の方が多い区なんですね、瀬谷とか旭、泉とかは。たぶん町内会とかは割としっかりしているのだと思います。それこそ古くからの地元の方が持ち回りで会長をやっていたらいいところでは、委員が欠けているということは多分ないのだと思います。推進員がいないとか、スポーツ推進委員がいないとかいうことがないと思います。必ず委員を出して毎年空白はありません。</p>
村委員	<p>そうすると、若い人の出入りが激しい区は難しいんでしょうか。</p>
事務局(消費 経済課長)	<p>おそらくそういった状況もあろうかと思います。</p>
下嶋委員	<p>部会で出された資料も匿名になっているというのは部会というのは何なのかと思います。それから役員の高齢化とありますけれど、高齢化してもやめない役員さんというのがあります。それは横浜市も悪いと思います。何年やれば区から表彰、何年やれば市長表彰、では次は社会福祉協議会の会長だとか、あて職をするでしょう。そうすると区の職員が連長さんのところへ行くとお茶ではなくてウイスキーでもやりますかとか、すごい扱いになる。同じ市民なのに法の下での平等ではなくなるんです。横浜市の行政のいいところもありますけれども、代々自治会町内会を主体にずっとやってきていますから急には変わらないと思いますが、役員の高齢化というのは表面上のことであって、実際になり手がなくなるとかどうかは掘り下げていかないと。一般市民が見るとどう思うか。</p>
鈴木部会長	<p>他に御質問や御意見はございますか。消費生活推進員の問題と新たな担い手の問題に関して御意見が出ましたけれども、他はいかがですか。</p>
村委員	<p>報告書に盛り込めるのか、盛り込むことが適切であるのかわからないんですけども、今回はお出しいただいた資料に基づいて将来多分こういう風になっていくであろうという前提でこのような取組を、ということなんです。例えば地域の住民構造がどう変わっていくのか、高齢化率がどうなっていくのかとか、まちがどの様に変っていくのかということは分からないですね。こういった取組はやってみて、例えば5年後にミッションの効果測定のようなことをして見直していく必要があるとか、そういったことを盛り込んで定期的にやっていかないと花火を打ち上げておしまいと、そのようなことになってしまうと本当に困る問題なので何年後をめどに取組状況の精査をして改善していく必要があるとか、何らかを入れていただけるといいかなと思います。可能でしょうか。</p>
鈴木部会長	<p>「おわりに」の部分に入れたらどうでしょうか。確かに現状ではこういった提言になるけれども、区によっては非常に変わってしまっているということもあるかもしれません。年限を区切って書いちゃってもいいですか。</p>

事務局(消費 経済課長)	5年をめぐりに、というような形でよろしいでしょうか。事務の都合もあろうかと思 いますので。
村委員	絶対に5年とかいうつもりはありません。状況によってはもっと早く見直さないとい けないかもしれないし。
鈴木部会長	その程度をめぐりに、ということでもよろしいでしょうかね。
村委員	今は法律の見直しも施行後3年をめぐりにとか、割と短くなってきていますね。ただ、 あまり短くてもなかなか、ということもあると思います。
下嶋委員	「はじめに」のところで平成26年6月の消費者安全法の改正について触れています けれども、最近でも電気通信事業法が改正されて、高齢者への対応が変わったと思いま すが、いわゆる直近のデータにも触れておく必要があるのではないのでしょうか。先週参 議院で法律が通った特商法(特定商取引に関する法律)ですか。そういったものにもふ れておかないと。
村委員	特商法は5月25日に成立しました。
下嶋委員	電気通信事業法でも今までよりも高齢者に対する勧誘の説明など、消費者保護が手厚 くなっています。そういった視点も若干触れる必要があると思います。26年の法律に だけ触れているのは。報告が出るのはもっと後ですよ。平成28年に出るんですか。 直近のデータにしておく必要があります。自治会町内会の加入率にしても。データは 直近の新しいものの方がいいのではないのでしょうか。
村委員	ちょっとよろしいでしょうか。私がこんなことを言うのは変ですけども、平成26 年6月の消費者安全法の改正は高齢者支援のための地域安全協議会を作ることができる 制度と、地域に被害者名簿をおろしますよ、と。そういう制度が始まるという文脈で 書いてあるのだと思います。個別法の法律でという話はちょっと違うと思います。ここ はもう安全法の改正に触れておけばいいと思います。
鈴木部会長	そう思います。
下嶋委員	末尾に一覧表で最近の改正状況を書けばいいのでは。
鈴木部会長	それをやってしまうと個別法は相当ありますので。
村委員	成年後見推進法もできましたし、言い出したらキリのない話になってしまうと思いま

	<p>すので、今回はこれでよろしいのではないのでしょうか。</p>
下嶋委員	<p>それでしたらいいです。</p>
鈴木部会長	<p>そのように思います。</p>
多賀谷委員	<p>最後にちょっとよろしいのでしょうか。別にこの書き方でもいいかなとは思うのですが、対応の方向性3の異世代交流のところの「学生」という言葉がありますね。「学生」というのは、どの程度の年齢を指しているのでしょうか。私共は、幼稚園から子供会、小学校、中学生までと交流をしています。学生というとやっぱり大学生をイメージしてしまいますので、地域の子供会の子供たちを集めたりして交流もしていますので、広く含めた方がいいのではないかと思います。</p>
事務局（市民 経済労働部 長）	<p>表現を改めます。</p>
鈴木部会長	<p>学生とあると限定的に感じられますのでね。大学生がしているイメージになってしまいます。</p>
下嶋委員	<p>すみません。最初から気になっていたのですが、高齢者の捉え方が60歳になったり、65歳になったりしているんですね。市の方でも色々な年齢定義を使っていますね。場合によっては弱くなっている人という使い方もしているし。ここでは60歳をとりました、とか。よく福祉の世界で問題になりますのは、2020年であったり2025年だったり。要するに団塊の世代がすべて後期高齢者になると。ここでとらえられているのは2020年で。整合性を図る必要性はないのかもしれませんが、同じ横浜市の中で報告を出すのであれば、ここでは高齢者を60歳以上ととらえましたが、年齢とは関係なしに認知力が弱っている方など、どこかで定義をしておかないと高齢者の見守りといっても。</p>
事務局（消費 経済課長）	<p>基本は65歳以上で考えておりますけれども、元々人口の説明のところでは65歳以上としております。消費生活相談の件数等を分析するにあたっては、国の方で用意しておりますPIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）というものは、10歳刻みになっているものですから、65歳以上という切り取りができないんですね。65歳以上では〇件、というのが分析として出せず、60歳代、70歳代、となくなってしまいますので、消費生活相談のところだけ年代区切りになっており、わかりにくさということは確かにあると思います。私共で御検討いただきたいのは65歳以上の方を想定しております。その説明がないねと御指摘されれば確かに触れておりませんでしたの</p>

下嶋委員	<p>で、どこかに書かせていただくべきかもしれないです。ただし、60歳から65歳を除外するのかと問われれば、そういうことでもございませんので、割と曖昧にしている部分はございます。ターゲットとしているのは65歳以上でございます。</p> <p>では、高齢者の見守りの在り方で高齢者はこうです、とどこかでふればいいのかないでしょうか。消費者被害に遭われそうな方は年齢に関係なしにとか。介護保険法でも、脳血管性のもは40歳以上は対象になりますから。ですから、消費生活審議会で議論した高齢者の見守りの在り方とは、年齢に関係なく消費者被害に遭われそうな定義の方を対象に議論したと。ただ、完全に認知症の方は成年後見制度の対象になっていきますし、じゃあどんな人なのかと。私は最初から高齢者の見守りとは介護保険のキャッチフレーズに似ているけれども、だれをだれが見守ってどういうことなのかというイメージがつかないんです。消費者と言われた場合に年齢によって見守りが必要な状態だったらトランプさんだって65歳以上ですし、ヒラリー・クリントンさんだってそうではないかと。</p>
鈴木部会長	<p>それを言ってしまうと、20代30代でもそうなのかという話になってしまいますので。定義規定をわざわざ書くのかどうかですけれども、基本的には65歳以上の方を、とか、65歳以上の方を想定して、とか、基本的には65歳以上の方を高齢者と考えて、といった感じで触れていただければいいんじゃないでしょうか。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>それをどこかで触れるということによろしいでしょうか。</p>
鈴木部会長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>「おわりに」の部分についての御議論がまだになっております。</p>
鈴木部会長	<p>そうでしたね。では事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（消費経済課長）	<p>～資料2、資料3を用いて第3章について説明～</p>
鈴木部会長	<p>先ほど村委員から御意見のありました5年程度をめどに見直しをしていく、ということを追加していただきます。そのほかに、「おわりに」に関しては何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>第3章のところではかなり色々な御意見をいただきました。消費生活推進員の問題、空白4区の問題や選び方の問題、新たな担い手として異世代交流や事業者との連携など</p>

<p>各委員</p> <p>鈴木部会長</p>	<p>についても御意見をいただきました。そういった点を付け加えていただいて、いかがでしょうか。部会長と事務局の方で文案をまとめさせていただいて、修正に合わせて骨子（案）も修正しまして、皆さんから御意見をいただくという形でよろしいでしょうか。</p> <p>お任せします。～了承される～</p> <p>センターの問題もありました。それはそれで1つのテーマで議論しないと、というような壮大なものですので、諮問して、ということではありませんけれども、またよろしくをお願いします。では第3回の施策検討部会を閉会させていただきます。今後私と事務局の方で修正作業を進めさせていただきまして、メールなどで御意見を頂戴することですね。それではこれですべての議題が終了しましたので、第3回施策検討部会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>資 料</p>	<p>議事次第</p> <p>資料1 第10次横浜市消費生活審議会委員名簿</p> <p>資料2 『地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～（案）』</p> <p>資料3 報告（案）への各委員からの御意見の反映状況</p> <p>資料4 第10次横浜市消費生活審議会報告『地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～』骨子（案）</p>